

Let Them Eat Whale

# 日本の捕鯨を認めるべき理由

**クジラ問題** 調査でなく純粋な商業ベースでやらせてみれば  
補助金が投入できず採算が取れなくなる

マーティン・マーフィー (元在日アメリカ大使館副参事官)

南極海における日本の「調査捕鯨」は国際捕鯨取締条約に違反している——国際司法裁判所(ICCJ)がそう判断したのは今年3月のこと。一方で日本政府は9月半ば、調査捕鯨を継続すると表明した。

どうやら捕鯨に反対する国々やNGOは、戦略を見直したほうがよさそうだ。何しろ日本政府は、ICCJにダメと言われて、意地になっているように見える。それならいっそ、日本が本当に望んでいること、つまり商業捕鯨の再開を認めたらどうだろう。そうすれば世界のクジラは全滅するどころか、大いに救われるに違いない。

日本は過去28年間、科学調査の名の下に、1万4000頭以上のクジラを殺してきた。ICCJは3月の判決で、南極海における日本の調査捕鯨は、事実上の商業捕鯨だと認定。捕鯨に反対する多くの専門家、政府、NGOは、長年の主張が認められたと大喜びした。

当初、日本政府はICCJの判決に従うとしていた。ところが9月にスロベニアで開かれたIWC(国際捕鯨委員会)総会で、ICCJの指摘した問題点をクリアする新しい計画を策定して、調査捕鯨を継続すると表明した(ちなみに日本は、日本近海で

も毎年数百頭のクジラを捕獲しているが、これにはICCJの判決の効力は及ばない)。

日本はICCJのゴーサインを得るために、全力を尽くすだろう。もしそれに成功すれば、日本は今後何十年にもわたり、無制限に調査捕鯨を続ける法的根拠を得ることになる。「新しい計画」で捕獲数が抑えられるのは最初だけで、いずれその数が増えるのは確実とみられるからだ。

国際捕鯨取締条約に基つきクジラの保護と捕鯨管理を行うIWCは82年、南極海での商業捕鯨を86年から一時停止すること(モラトリアム)を決めた。ところが条約には、科学研究のためなら致死的捕鯨を各国ベースで許可できる規定がある。

日本政府はこの「抜け穴」を利用してクジラを捕獲し、鯨肉を市場に流通させてきた。捕獲できるクジラの数と種類を毎年決めるのは、所管官庁である水産庁だ。13年度の南極海における捕獲枠は例年と同水準で、ミンククジラが935頭、ナガスクジラが50頭、ザトウクジラが50頭だった。

日本の捕鯨従事者は調査捕鯨制度によって恩恵を受けてきた。だが日本政府と漁業界は86年からのモラトリアムに終止符を打ち、商業捕鯨の再開を認めることを訴えてきた。

彼らに言わせれば、捕鯨や鯨食は日本の文化の一部であり、欧米諸国やNGOを中心とする



調査のため 北西太平洋の調査捕鯨で捕獲されたニタリクジラ

反捕鯨派の言動は「文化的帝国主義的」で「ダブルスタンダード」だ。

## 官民癒着の捕鯨利権

彼らがよく引き合いに出すのは、捕鯨に強く反対するオーストラリアで、カンガルーを食べる文化があることだ。

商業捕鯨の再開を勝ち取るべく日本政府が全力を挙げているのは、決して驚きではない。日本の捕鯨をめくっては、業者と政治と官僚の権益が複雑に絡み合っている。その権益は、環境保護など日本の看板政策と衝突する部分が多いにもかかわらず、年々拡大して強力なものになってきた。

その結果、現在の日本の捕鯨は「調査」でも「商業」でもなくなつた。それは事実上の国営事業であり、世界で最も非効率な国有企業並みに、市場をゆがめる補助金や税金の無駄遣いなどの汚点にまみれている。

日本の捕鯨を統括するのは、87年に設立された財団法人の日本鯨類研究所(鯨研)だ。捕鯨船を所有し、捕鯨従事者を雇い、鯨肉を流通させたり保存したりする役割を担う。また、年間数億円にも上る補助金を水産庁から受け取っている。

さらに鯨研は、水産庁などの官庁を退官した役人の天下り先にもなっている。元官僚たちにとって、そこは高給と閑職が約束されたパラダイスだ。こうした構造が日本の捕鯨を生き永らえさせる一因となってきた。

仮に、商業捕鯨の再開が認められたらしよう。そらだとして、日本が本気で商業捕鯨を再